

■申請受付期間

令和2年5月1日～令和3年1月15日まで

■給付額計算例（個人事業主の場合） 単位：万円

2019年 売上 650万	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	50	50	100	50	30	30	150	30	30	30	50
2020年 売上	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	50	50	50	40	25	25	45				
減少率	0%	0%	0%	▲ 50%	▲ 20%	▲ 17%	▲ 17%	▲ 70%				

①

②

○給付額計算方法（計算例では、4月と8月が申請対象月となります）

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

①【4月売上で計算の場合】（注）

650万円－（50万円×12ヶ月）＝50万円 給付額：50万円

②【8月売上で計算の場合】（注）

650万円－（45万円×12ヶ月）＝110万円 給付額：100万円（給付上限）

（注）▲50%以上減少する対象月からひと月を申請者が任意で選べますが、その対象月ごとに給付額が異なりますので、選択する際は注意してください。

新型コロナウイルス感染症の影響による 後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

保険料の減免の対象となる方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の(1)～(3)の全てに該当する方 ⇒ 保険料の一部を減額

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※ 所得とは、収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。
- ご自身が減免の対象になるかについては、下記までお問い合わせください

お問い合わせ先 肝付町役場 健康増進課 健康保険係 0994(65)8412